



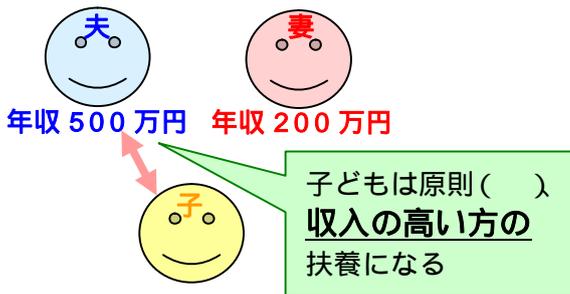
## 健康保険と税金に於ける扶養要件の違い

年末調整の時期が近づいている昨今ですが、今回のあおぞらレターでは、次のような例で、意外と勘違いしがちな健康保険と税金の扶養要件の違いについてご案内します。

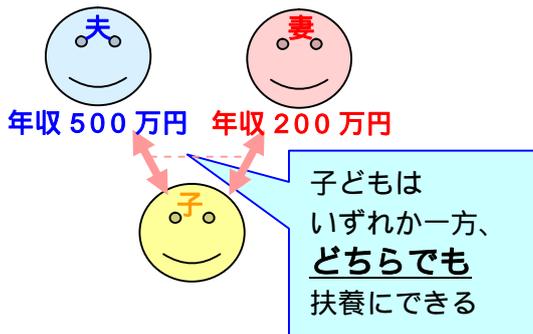


例) 産まれた子どもを共働き夫婦が扶養に入れる場合 (年収は給与のみの場合)

### 健康保険では...



### 税金では...



	扶養要件と考え方
健康保険	被保険者と三親等以内の親族 (一部、同居要件あり) で主として被保険者 (の収入) により <u>生計を維持されている</u> 等要件を満たした人  原則、収入の多い方が扶養する
税金 *扶養控除 申告書等に よる申告	配偶者以外の親族 (6親等内の血族及び3親等内の姻族) で <u>納税者と生計を一にし</u> 、年間所得金額が38万円以下である等の要件を満たした者が扶養親族となる。  納税者であれば夫婦いずれでも扶養できる

( ) 健康保険では、原則、収入の高い方が扶養することになっていますが、収入が不安定な場合の取り扱いや収入の確認方法など手続面では、それぞれ加入する健康保険によって異なりますので注意が必要です。

生計を維持されているかは被扶養者の年間収入等で判断されます

健康保険では、どちらの扶養にするかは、保険者 (健康保険組合等) が決定します。扶養対象となるかについて、税金と混同しないように注意しましょう。

16歳未満の扶養控除が、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年分から廃止されています。ただし、いずれかで申告は必要となっていますので、忘れずに確認しましょう。

<重要!> ・厚生年金保険料率 160.58/1000 **164.12/1000**

・社会保険料、定時決定による標準報酬月額変更

10月給与から反映になります。

~ 給与ソフト等の設定変更は大丈夫ですか? ~

その他の詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。Tel. 03-3526-4277